

議案第10号

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年9月18日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和41年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(組織)

第3条 法第14条の規定に基づき、管理者の権限を行う知事の権限に属する事務を処理させるため、鳥取県企業局を置く。

(経営の基本)

第4条 略

2 電気事業の用に供する発電施設の名称及びその最大出力並びに電力供給方法は、次のとおりとする。

施設の名称	最大出力	電力供給方法
略		卸売
横瀬川発電所	198キロワット	
私都川発電所	152キロワット	
略		

第5条 工業用水道事業は、工業生産基盤の整備強化を図るため、工業用水の供給を能率的かつ経済的に行う。

2・3 略

(組織)

第3条 法第14条の規定に基づき、管理者の権限を行なう知事の権限に属する事務を処理させるため、鳥取県企業局を置く。

(経営の基本)

第4条 略

2 電気事業の用に供する発電施設の名称及びその最大出力並びに電力供給方法は、次のとおりとする。

施設の名称	最大出力	電力供給方法
略		卸売
横瀬川発電所	198キロワット	
略		
略		

第5条 工業用水道事業は、工業生産基盤の整備強化を図るため、工業用水の供給を能率的かつ経済的に行なう。

2・3 略

(業務状況の説明書類の提出)

第13条 法第40条の2第1項の規定による県営企業の業務の状況を説明する書類の提出は、前期分（4月1日から9月30日までのもの）については11月30日まで、後期分（10月1日から3月31日までのもの）については5月31日までに行うものとする。

2・3 略

(業務状況の説明書類の提出)

第13条 法第40条の2第1項の規定による県営企業の業務の状況を説明する書類の提出は、前期分（4月1日から9月30日までのもの）については11月30日まで、後期分（10月1日から3月31日までのもの）については5月31日までに行なうものとする。

2・3 略

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第3条、第5条第1項及び第13条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。